

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和6年3月11日（月曜日）
開 会 午前11時57分
閉 会 午後 0時02分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
委員長 成 田 光 雄
副委員長 泉 英 之
委 員 田 辺 裕 三
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 岡 部 享
// 舎 川 智 也
// 押 田 大 祐
// 松 井 桂 将
// 横 野 昭
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

- 委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に田辺委員、久保委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
まず、協議事項の1番目、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）についてであります。
今定例会において、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）については、お手元の資料のとおり、意見書（案）6件であります。
これらにつきましては、2月29日の本委員会でお示した請願形式の意見書提出要請1件と併せて、3月15日（金曜日）の本委員会において協議することとなります。
それまでに各会派において、御検討いただきたいと思っております。
次に、協議事項の2番目、富山市議会会議規則等の一部改正についてであります。
このことについて、2月29日の本委員会において改正素案をお示しし、各会派での協議をお願いしておりました。
その際、泉委員から会議規則第19条について質問がありましたので、まず、事務局から説明させます。
- 議事調査課長** それでは、2月29日の議会運営委員会において、泉委員から会議規則第19条について質問がありましたので改めて御説明いたします。
改正内容といたしましては、委員会が提出した議案を撤回や訂正する場合には、議長または議会の許可を得る前に、委員会において撤回等の決定をする必要があり、その際、現在は委員会の同意を得ることとなっておりますが、その条文の「同意」を「許可」に改めるものでございます。
前回も御説明しましたとおり、同意、承認は一定の行為または事実の存在を許諾または肯定する行為で、許可は法令または行政行為における特定の行為の一

般的禁止を特定の場合に解除し、適法にこれを行うことができるようにする行為とされております。全国市議会議長会が「許可」のほうに適していると判断されたこと、また、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会の標準会議規則におきましても、当該条文は「許可」となっていることから、当市議会の会議規則を同様に改正するものでございます。

委員長 それでは、改正素案について委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。それでは、富山市議会会議規則及び富山市議会委員会条例の一部改正については、改正素案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。なお、この改正につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会最終日の3月22日（金曜日）に上程し、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。ここで、この議員提出議案における質疑及び討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、3月21日（木曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については、3月19日（火曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立

場での討論の通告期限が、3月21日（木曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、3月15日（金曜日）、建設委員会終了後に行いますので、よろしく願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和6年3月定例会
(令和6年3月11日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 田辺裕三

署名委員 久保大憲